(様式1-C)

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

| 車種 | 軽自動車(ハイブリッド車) |
|----------|--|
| ミッション | 佐日 サイン・コンフント 中) CVT |
| 台数 | 1台 |
| 燃料 | 660cc以下 |
| 乗用定員 | 4人 |
| ドア数 | 5枚 |
| 車体カラー | 白系(特別塗装色可) |
| 指定文字等 | 両サイド前席ドア部に『横浜市金沢土木事務所』と濃紺で記入し(左よこ書 |
| 16/2/14 | き・一文字 $6 \text{ cm} \times 6 \text{ cm}$)、その上にハマのマークを入れる($10 \text{ cm} \times 14$ |
| | cm) |
| | ①オートエアコン |
| 装備品(別紙可) | ②AM: FMラジオ |
| | ③時計 |
| | ④バックブザー |
| | ⑤ラジアルタイヤ仕様 |
| | ⑥前後サイドバイザー |
| | ⑦リアワイパー |
| | ⑧熱線リアウインド |
| | ⑨タイヤチェーン |
| | ⑩ラバーマット (防水仕様) |
| | ⑪車両用消火器 |
| | (ABC消火器 1 kg) |
| | ⑫パワーステアリング |
| | ⑬パワーウィンドウ(前、後席) |
| | ④エアバック (運転席・助手席) |
| | (15) A B S |
| | ⑥キーレスエントリー |
| | ⑰間欠式ワイパー(フロント) |
| | ⑧標準工具 |
| | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | 202カメラ型ドライブレコーダー (リア用は室内が映らない仕様) |
| | ②カーナビゲーション一式 |
| | ②バックカメラ ②マアナウ へが か (ウモレー・) ト コロマング もち サルが か か こ コング (ウェル・) ト コロマング もち サル (ウェーナ・エチ) ー ジケ (ア |
| | ②予防安全機能(自動ブレーキ、誤発進抑制機能他。詳細は例示車種に準ず ス、 |
| | 3) |
| | @ETC (2.0) |
| | ⑤スタッドレスタイヤ(4本、アルミホイール付き。純正ナットが使えるも) |

| | の。納品後は消耗品につき所有は金沢土木事務所に帰属する) ②GLED ヘッドランプ |
|--------------------------|---|
| 特別装備 | 前後の座席及びヘッドレストに固定式ビニールカバー (厚さ:0.2mm以上)を付ける |
| 例示車種 | メーカー、車名、グレード スズキ ハスラー HYBRID G |
| 横浜市グリーン購入の 推進に関する基本方針 | 適合 ・ 非該当または不適合でも可(どちらかに○) |
| その他参考事項 | 現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 4,900 km ドライバーの状況 : 専任 複数 (どちらかに○) 九都県市指定低公害車:適合 神奈川県陸運事務所への車両登録及びそれに付随するする車庫証明、車両検査は賃貸人において行う |

3 借入期間(本年度分) 令和5年2月1日から令和5年3月31日まで

4 借入月数(本年度分) 2か月

5 予定借入期間 7年間

6 物品保管場所 所在地 横浜市金沢区寺前 1 - 9 - 2 6

名 称 横浜市金沢区金沢土木事務所

電 話 045-781-2511

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租·公課

リース期間中(登録時を含む。)における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間(更新した場合を含む。)中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間(本年度分)における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月(最終日が月末の場合を除く。)の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中(登録時を含む。)における自動車損害 賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。 再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

- (8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。
- (9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注局課

所在地 横浜市金沢区寺前1-9-26

担当者 金沢区金沢土木事務所 宮本

 $\texttt{TEL} : 0 \; 4 \; 5 - 7 \; 8 \; 1 - 2 \; 5 \; 1 \; 1 \\$

FAX : 045 - 781 - 2822